

令和 8 年度
番組編成要領及び諸規程集

岩手県競馬組合

目 次

1. 番組編成要領・・・・・・・・・・・・ 1
2. 岩手競馬グレード格付基準・・・・・・・・ 1 4
3. 報償費支給基準・・・・・・・・・・・・ 1 5
4. 馬検査実施要領・・・・・・・・・・・・ 2 1

番組編成要領

第1 趣旨

岩手県競馬組合地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第5号以下「規則」という。）に基づき施行する競馬の番組の編成は、この要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 組合とは、「岩手県競馬組合」をいう。
- (2) 地全協とは、「地方競馬全国協会」をいう。
- (3) 競馬会とは、「日本中央競馬会」をいう。
- (4) 他主催者とは、地方競馬を開催する組合以外の主催者をいう。
- (5) 馬登録とは、競馬法（昭和49年法律第71号以下「法」という。）第22条に定める地全協の馬の登録をいう。
- (6) 出走馬とは、規則第23条に基づく競馬に出走する馬をいう。
- (7) 新馬とは、新規に馬登録をし、初めて出走する2歳馬をいう。
- (8) 未出走馬とは、出走経歴のない馬をいう。
- (9) 転入馬とは、出走経歴馬のある馬で水沢又は盛岡競馬場に新たに入りゅうした馬をいう。
- (10) 在籍馬とは、組合が主催する競馬に出走申込のうえ入りゅうした馬をいう。
- (11) 認定馬とは、JRA認定競走の勝馬をいう。
- (12) JRA認定競走とは、サラブレッド系2歳及び3歳の競走であって、競馬会が認定した競走をいう。
- (13) 取得賞金とは、別に定めのない限り取得した1着から5着までの本賞金の合計額をいう。
- (14) 格付賞金とは、第4第2項第3号により算出される賞金額をいう。
- (15) 馬年齢とは、出生した年を0歳とし、以降毎年1月1日をもって1歳加算した年齢をいう。
- (16) 産地とは、出生地をいう。
- (17) 馬検査とは、馬検査実施要領に定める馬体検査、能力検査、調教検査（発走及び競走）及び発走検査をいう。
- (18) シーズンとは、3月から12月までをいう。

第3 出走馬に関する事項

規則第23条に基づく出走申込みのできる馬は次のとおりとする。

1 資格

- (1) 血種は軽種とする。
- (2) 馬登録を受けた馬。
- (3) 産地は規制しないものとする。
ただし、競走馬としての初回の登録（馬登録及び競馬会の馬名登録）以前に外国の競馬に出走したことのある馬は除く。
- (4) 年齢は次に掲げる条件を満たすものとする。
 - ① 新馬 2歳。ただし満2歳に満たない馬は出走できない。
 - ② 未出走馬 4歳までとする。
 - ③ 転入馬 転入馬はサラブレッド系2歳以上とし、その取得金額は問わないものとする。また、2歳は通算10開催から転入を認めることとする。
 - ④ 在籍馬 年齢の上限無し。
- (5) 転入馬の欠格事項
 - ① 発走調教不十分のため出走停止処分を受け、その後5回以上出走していない馬。
 - ② 出走停止処分を受け、その出走停止期間が、当該開催の開催初日までに満了しない馬。
 - ③ 鼻出血による出走制限を受け、その出走制限期間が、当該開催の開催初日までに満了しない馬。

2 制限

(1) 出走申込み時における拒否

- ① 新馬及び未出走馬で発走検査に合格していない馬。
- ② 申込み締切日前1か年以内に2回以上制裁を受けた馬。
- ③ 当該開催の開催初日までに出走停止期間の満了しない馬。
- ④ 前開催においてタイムオーバーにより番組除外の措置を受けた馬（ただし、3月初回の開催を除く）。
- ⑤ 前開催において馬体故障により競走を中止した馬。

- ⑥ 前開催において馬体故障または疾病により、出走取消または競走除外され馬体検査に合格していない馬、または発走、競走調教について再検査を命じられた馬。
- ⑦ 前開催の格付馬で当該開催に出走しなかったため30日以上出走経歴がない馬、並びに馬体検査の有効期限を経過した馬で馬検査に合格していない馬。
- ⑧ 前開催の格付馬で当該開催に出走しなかったため1年以上出走経歴がない馬、並びに能力検査の有効期限を経過した馬。
- ⑨ 鼻出血（外傷性のものを除く）を発症し番組除外の措置を受け当該開催の開催初日までに20日間を経過しない馬。
なお、番組除外の措置を受けた日以前6か月間で発症が2回目のときは30日間、3回目の時は60日間とする。
- ⑩ 当該シーズンの馬検査において、同一の検査で3回不合格となった馬。
ただし、馬検査に合格した場合は、それ以前の不合格回数を含まない。
また、発走検査で、不合格となった場合においても、不合格回数に含まない。
- ⑪ 他主催者又は競馬会からの賞金等の返還命令に応じない馬主の所有する馬。
- ⑫ 馬主名義の変更手続きをしていない馬。
- ⑬ 交流競走に出走する他地区所属馬については、出走投票前日までに所属主催者において出走資格を有する見込みがない馬。
- ⑭ 出走申込日以降、他主催者の競走に出走する馬。

(2) 申込み後における拒否

- ① 競馬番組で定めた当該開催の入きゅう締切日までに、当組合が管理するきゅう舎に入きゅうをしていない馬。
- ② 痼疾の程度が重く、又は外観上醜いと認められる馬。
- ③ 片目又は両眼の視力が正常でないと認められる馬。
- ④ 馬検査に合格していない馬。
- ⑤ 競馬番組で定めた入きゅう締切日以降当該開催出走日まで継続して入厩していない馬。
- ⑥ 申込み後において、上記(1)の③～⑭に該当する事由が発生した馬。
- ⑦ その他管理者が競走の公正確保上好ましくないと認めた馬。

(3) その他

- ① 他主催者、または競馬会の競走に出走し、出走停止処分を受けた馬及び発走または競走調教について再検査（再審査）を命じられた馬、並びに鼻出血を発症した馬については、上記(1)の規定を準用する。
ただし、競馬会での出走停止期間が30日未満である場合の出走制限期間は、当該競馬施行日から起算して30日間とする。
- ② 禁止薬物陽性馬のうち、アナボリックステロイドによる出走停止を受けた馬は、停止期間が経過しても出走の日から起算して6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、当該馬の出走を認めない。
- ③ 規制薬物陽性馬は、規制薬物が検出された競走の日から起算して、検出された規制薬物の休薬期間が経過するまでは当該馬の出走を認めない。
- ④ 競技外検査で陽性となった馬は、検体採取日から6か月間、競走に出走することができない。
ただし、自主検査により、陰性が確認されたときには、この限りではない。
- ⑤ 民事執行法の規定による差押えを受けている馬、及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬は出走できない。
- ⑥ 交流競走に申込をした他主催者所属の馬で、所属する主催者の番組編成要領等の欠格事項に該当する馬は出走できない。

第4 番組編成に関する事項

1 競走

(1) 種類

サラブレッド系の平地競走とする。

(2) 距離

次に掲げる区分により競走を行なう。

区分	競走距離
2 歳	850m～1,800m
3歳以上	850m～2,600m

2 格付

(1) 区分

格付は、以下の3区分とし、その方法は格付賞金上位順とする。

なお、アラブ系馬はサラブレッド系馬と混合により格付する。

① 4歳以上

4歳以上とし、下記(3)の②(ウ)により格付された3歳馬を含むものとする。

また、その名称は、A級、B1級、B2級、C1級及びC2級までとする。

ただし、通算14開催以降は3歳以上とする。

② 3歳

通算13開催まで。

③ 2歳

(2) 格付時期

格付は、原則として2開催を終了する毎に実施するものとする。

また、確定後の失格及び着順変更があった場合は変更後の着順により格付賞金を変更することとし、格付が既に発表となっている場合は、次開催以降より変更後の格付賞金を適用する。

(3) 方法

格付は、次により算出される格付賞金上位順とする。

① 4歳以上

(ア) 在籍馬(通算11開催まで)

令和7年度第10回水沢競馬初日前日(令和8年3月7日)以前15競走における本賞金

(15競走に満たないものは、その合計額)と令和7年度第10回水沢競馬初日以降における本賞金との合計額とする。

※令和7年度第9回水沢競馬までに在籍馬(出走申込(令和7年12月8日)かつ入きゅう(令和7年12月11日))となった馬が対象

(イ) 在籍馬(通算12開催以降)

令和8年度第7回盛岡競馬初日前日(令和8年8月22日)以前12競走における本賞金

(12競走に満たないものは、その合計額)と令和8年度第7回盛岡競馬初日以降における本賞金との合計額とする。

※令和8年度第7回盛岡競馬までに在籍馬(出走申込(令和8年8月9日)かつ入きゅう(令和8年8月12日))となった馬が対象

上記(ア)(イ)の計算にあたっては、岩手競馬主催で取りやめとなった競走出馬確定されていた馬については、出走したものと見なす(出走取消、競走除外馬等は除く)。

また、競馬開催期間外(前年度の12月競馬開催最終日翌日から3月競馬開催初日前日までの間)に他主催者主催の交流競走出走し取得した本賞金は、格付賞金には加算しない。

(ウ) 転入馬(通算11開催まで)

令和7年度第10回水沢競馬初日前日以前20競走における本賞金(20競走に満たないものは、その合計額)と令和7年度第10回水沢競馬初日以降における本賞金との合計額とする。

(エ) 転入馬(通算12開催以降)

令和8年度第7回盛岡競馬初日前日以前20競走における本賞金(20競走に満たないものは、その合計額)と令和8年度第7回盛岡競馬初日以降における本賞金との合計額とする。

なお、上記(ア)(イ)(ウ)(エ)の計算にあたっては、下表に該当する競走については本賞金を控除して算出する。

競走名	控除率
競馬会主催及び外国の競馬の競走	80%
他主催者(南関東4主催者に限る)	70%
岩手(在籍中)に出走(南関東4主催者以外の他主催者主催の競走を含む)した3歳及び2歳の競走	40%
岩手における新馬戦	70%

(オ) アラブ系馬については、上記(ア)及び(イ)で得られた賞金額から40%を控除した額を格付賞金とする。

② 3歳

(ア) 在籍馬

取得賞金額とする。

ただし、競馬会主催及び外国の競馬の競走で得た本賞金は80%を、また他主催者（南関東4主催者に限る）主催の競走で得た本賞金は70%を控除する。

なお、競馬開催期間外（前年度の12月競馬開催最終日翌日から3月競馬開催初日前日まで）に他主催者主催の交流競走に出走し取得した本賞金は、格付賞金には加算しない。

※令和7年度第9回水沢競馬までに在籍馬（出走申込（令和7年12月8日）かつ入きゅう（令和7年12月11日））となった馬が対象

(イ) 転入馬

取得賞金額とする。

ただし、競馬会主催及び外国の競馬の競走で得た本賞金は80%を、また他主催者（南関東4主催者に限る）主催の競走で得た本賞金は70%を控除する。

(ウ) 通算13開催まで

当該シーズンの取得賞金が1,000万円（競馬会主催及び外国の競馬の競走で得た本賞金は80%、南関東4主催者の競走で得た本賞金は70%控除）に達した3歳馬は4歳以上の競走に格付する。

(エ) 通算14開催以降

3歳馬は、全馬4歳以上に格付する。

なお、上記（ウ）（エ）の格付賞金は、上記①により算出した額とする。

③ 2歳

取得賞金額とする。

ただし、競馬会主催及び外国の競馬の競走で得た本賞金は80%を、また他主催者（南関東4主催者に限る）主催の競走で得た本賞金は70%を控除する。

3 レース編成

(1) 一般競走

① 当該格付内の格付賞金順に編成する。

なお、競走距離の選択は当該格付内上位の長距離競走（ただし、ダート1,800m以上の競走は当該格以下の馬を含む）または短距離競走に限りできるものとする。

ただし、当該格付内上位の競走が、格付の異なる馬を混合して編成する場合は除く。

② 短距離競走及び芝競走は、当該競走への申し込みを原則とする。

③ 格付の異なる馬を混合して編成する場合は、上位格付馬は格付賞金下位順に、下位格付馬は格付賞金上位順に混合し編成する。

ただし、重賞及び特別競走に編成された馬を除く。

④ 同一日、同一格付の競走は、格付賞金順位が連続している場合に限り、競走条件等が異なっても複数の競走を一括して編成することがある。

⑤ 2歳の競走は、編成できる頭数が1競走当り8頭以上の場合に限り編成する。

なお、新馬戦に限り1競走当たりの頭数が8頭未満であっても、5頭以上の場合は編成する。

ただし、8頭以上の場合は、1競走当たりの編成頭数は8頭を基準とする。

⑥ 上記にかかわらず、芝競走、短距離競走及び当該格付内上位の長距離競走（ただし、ダート1,800m以上の競走は当該格以下の馬を含む）の編成にあたっては以下のとおりとする。

(ア) 芝及び短距離競走

申込馬が編成頭数を満たした場合に限り編成する。

また、編成を予定する頭数より申込頭数が多い場合は、抽選により編成する馬を決定する。

(イ) 共通

当該競走への申込資格は、当該開催出走申込時の格付とする。

また、重賞競走、準重賞競走（以下「重賞競走」という。）、特別競走の指定対象馬であっても、芝競走、短距離競走及び当該格付内上位の長距離競走（ただし、ダート1,800m以上の競走は当該格以下の馬を含む）の申込馬は当該競走への出走を優先とする。

(2) 重賞及び特別競走

別に定める交流競走出走馬選考委員会またはファン投票で選出されるもの以外については、当該競走への申し込みを原則とする。

ただし、オープン及びA級の特別競走（JRA条件交流競走除く）については、上記(1)の一般競走の編成方法による。

なお、当該競走への申込み資格は、4歳以上の競走については当該開催出走申込み時の格付またはそれ以下の格付とし、3歳及び2歳の重賞競走については編成時の年齢、特別競走については編成時の格付をもってその資格とする。

① 編成を予定する頭数より申込み頭数が多い場合は、次の順位により編成する。

(ア) 別表1の重賞及び特別競走については、優先出走権を有し申し込みをした馬から編成する。

(イ) 上記の次位以降の編成及び別表1の競走以外の編成については、格付賞金上位順に編成する。

② 編成を予定する頭数に申込み頭数が満たない場合は、申し込みをした馬以外の馬について、当該格付に格付されている馬の格付賞金上位順に指定する。

なお、同一開催内に競走条件が同じ競走がある場合は、次の順位により競走を編成する。

(ア) 重賞競走と特別競走がある場合は、格付賞金上位順に重賞競走から編成する。

(イ) 芝とダートの競走がある場合は、格付賞金上位順に芝の競走から編成する。

(ウ) 競走距離が異なる競走がある場合は、格付賞金上位順に距離の長い競走から編成する。

(エ) 牝馬限定競走と牝馬限定競走以外の競走がある場合は、格付賞金上位順に牝馬限定競走から指定する。

なお、上記の指定にあたっては、以下のとおりとする。

a 4歳以上(牝馬限定重賞競走を除く)

(a) 当該シーズン前開催の重賞、及び当該格以上の特別競走における1着馬。

(b) 当該シーズン前開催の一般競走における当該格の1着馬。

ただし、格付を変更する開催においては、格付に変更があった馬は除く。

(c) 上記(a)(b)で指定した馬以外については、格付賞金の上位順とする。

ただし、格付を変更する開催においては、格付に変更があった馬は除く。

b 4歳以上(牝馬限定重賞競走)

(a) 当該シーズン前開催の重賞における1着馬。

(b) 当該シーズン前開催の特別競走及び一般競走における当該格の1着馬

(c) 上記(a)(b)で指定した馬以外については、格付賞金の上位順とする。

c 3歳

格付賞金の上位順とする。

d 2歳

格付賞金の上位順とする。

e その他

(a) 当該開催前の成績(前シーズン最終開催以前の成績を除く)が当該格以下の競走(3歳馬においては、古馬編入後の3歳馬限定競走も含む)において3回以上連続して着外の馬、または当該開催前3開催以上連続して出走しなかった馬(選定外除く)については指定しない。

ただし、牝馬限定競走については、適用しない。

(b) 通算13開催までに規定の賞金を取得し、4歳以上の競走に格付けされた3歳馬は、3歳級の準重賞競走には出走できない。

(c) 4歳以上の競走に格付けされた3歳牝馬については、時期を問わず3歳級牝馬限定競走に出走出来るものとする。

(d) 転入馬については、当該シーズン最初の開催を除き、指定しない。

(e) アラブ系馬は特別競走(認定競走除く)に限り出走できるものとする。

③ その他

上記①及び②の順位により出走可能頭数を超えて重賞及び特別競走に編成された馬は、上記(1)により一般競走へも編成するものとする。

(3) 競馬会との条件交流競走

下記の資格を有する馬の申込み制とする。

ただし、申込み頭数が多い場合、または頭数が満たない場合は、当該資格を有する馬の中から格付賞金上位順に指定する。

なお、編成にあたっては、編成時に下記の資格を有する馬を対象とする。

また、競走条件については、別途実施要領により定める。

① 4歳以上A級

編成時に当該格付またはそれ以下の格付を有し、かつ競馬会の競馬番組に定める取得賞金の算出方法(別表2参照)により算出された額が競走条件に該当する馬。

ただし、JRA在籍時に2勝クラスの競走を勝ち上がった馬を除く。

なお、算出にあたっては、平成12年1月1日以降の競馬会障害競走の競走成績は、取得賞金に含まないものとする。

- ② 4歳以上B1級
編成時に当該格付またはそれ以下の格付を有する馬。
- ③ 3歳
出走投票日前日までににおいて4勝以内の馬。
ただし、JRA認定競走の勝馬及び当該年度内の同条件の競走における勝馬は除く。

(4) JRA認定競走

認定競走の編成にあたっては、別に定める令和8年度JRA認定競走施行計画書のとおりとする。

(5) その他

番組編成審議会において、上記2の(1)に定める区分ごとに格付を決定され、また上記(1)～(4)により編成された馬の出走日は番組編成委員が発表するものとする。

4 負担重量

規則第22条に基づく負担重量は、次のとおりとする。

(1) 馬齢重量

馬の年齢による負担重量は、原則として、次のとおりとする。

- ① 3歳以上は、牡馬・騊馬56kg、牝馬54kg
- ② 2歳は、牡馬・騊馬55kg、牝馬54kg

(2) 一般競走の負担重量

一般競走における負担重量は、次に掲げるものを除き原則として馬齢重量とする。

① 古馬一般競走

加重量	1kg	2kg	3kg
格付賞金額	2,000万円以上 2,500万円未満	2,500万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上

なお、上記に該当しない馬で、今シーズンの重賞(M1(OP))優勝馬は1kgを加重する。
また、4歳以上の競走に格付けされた3歳が4歳以上の競走で出走する場合は、上記①を適用する。

② 2歳一般競走

認定馬と認定馬でない馬が編成される場合は、認定馬に2kg加重する。

(3) 重賞及び特別競走の負担重量

競走ごとの選定基準により別に定める。

なお、4歳以上B1級以下の特別競走については、加重にあたっては2kgを上限とする。

(4) 負担重量の上限

原則として、別に定めるものを除き下記のとおりとする。

① オープンの重賞競走及び4歳以上A級特別(JRA条件交流競走除く)競走 4歳以上及び3歳の一般競走 3歳の競走における重賞競走及び特別競走	59kg(牝馬2kg減)
② 4歳以上B1級以下の特別競走	58kg(牝馬2kg減)
③ 2歳の競走における重賞、特別競走及び一般競走	57kg(牝馬1kg減)

(5) その他

① 上記3の(1)③の競走を実施する場合は、格付ごとに1kgの重量差をつける。

ただし、上位格の馬の負担重量の上限を57kgとする。

② 通算11開催以前のオープン的一般競走については、4歳以上57kg、3歳54kg(牝馬2kg減)で実施する。

ただし、当該競走編成時点で、全馬4歳以上の場合は馬齢重量とする。

なお、加重にあたっては(2)一般競走の負担重量の①の規定を準用する。

③ 4(3)歳以上の芝、短距離または当該格付内の上位の長距離(ただし、ダート1,800m以上の競走は当該格以下の馬を含む)の一般競走を選択した馬において、当該競走の申込み後に、格替えにより上位の格付に変更となった馬は、馬齢重量に1kg加重する。

ただし、第5回水沢競馬及び第8回盛岡競馬については適用しない。

④ 競馬会との条件交流競走については、牡馬・騊馬56kg、牝馬54kgで実施する。

⑤ ハンデキャップ競走及び上記に該当しないものが生じた場合は、番組編成審議会においてこれを決定する。

(6) 減量騎手

- ① 騎手(競馬会及び地全協から免許の交付を受けている他主催者所属の騎手を含む)は、最初の免許取得から5年未満は、勝利数に応じ下表のとおり減量する。
ただし、重賞競走及び一部騎手競走においては、負担重量の減量は行わないものとする。

勝利数	男性騎手		女性騎手	
	減量	表示	減量	表示
30勝以下	3kg	▲	4kg	★
31勝以上50勝以下	2kg	△	4kg	★
51勝以上100勝以下	1kg	☆	3kg	▲
101勝以上	なし		2kg	◇

- ② 前号における勝利数は、当該騎手が地方競馬の競走において、最初の免許を取得した日以降、下記の起算日までに騎乗して得た1着の回数とする。
・岩手競馬所属騎手・・・前開催まで
・他主催者所属騎手・・・出走投票の前日まで
なお、競馬会所属騎手については、同会の発表をもって決定する。
③ 免許取得後に3年を経過した減量騎手は、申請により減量を解除することができる。
ただし、減量解除後の再適用は認めない。

5 出走馬の決定等

(1) 出走可能頭数

- ① 盛岡競馬場 16頭

原則として下表のとおりとする。ただし新馬戦は10頭を上限とする。
交流競走については、別途実施要領で定める。

距離	1,000m	1,200m	1,400m	1,600m	1,700m	1,800m	2,000m以上
ダート	12	12	12	12	—	12	12
芝	12	—	—	12	12	—	12

- ② 水沢競馬場 12頭

原則として下表のとおりとする。ただし、2歳の850mにおける競走は9頭、その他の2歳の競走(認定競走及び岩手デビュー限定競走を除く)は10頭を上限とする。
なお、第7回水沢競馬以降の2歳の競走は古馬に準じた頭数(850mは9頭)とする。

距離	850m	1,300m	1,400m	1,600m	1,800m	1,900m	2,000m	2,500m
ダート	10	11	12	12	10	12	12	12

(2) 決定方法

馬番号の決定は、番組編成委員がこれを決定するものとする。

- ① 一般競走

出走可能頭数を超過して出走投票があった場合には、下記の順位により出走すべき馬を選定する。
なお、当該選定馬の頭数が出走可能頭数を超過した場合については、その最下位の順位に属する馬を対象として抽選により決定する。

優先順位	競走の種類	
	4歳以上及び3歳の競走	2歳
1	前回選定外馬	新馬
2	転入馬	前回選定外馬
3	未出走及び昇格馬(※)並びに前回優勝馬	転入馬
4	当該開催の重賞及び特別競走編成馬	前回優勝馬
5	休養馬(前回格付馬を除く)	当該開催の重賞及び特別競走編成馬
6	前々回選定外馬	休養馬(前回格付馬を除く)
7	前回格付けされた休養馬(無投票馬)	前々回選定外馬
8	前々々回選定外馬	前回格付けされた休養馬(無投票馬)
9	前回競走取りやめにより出走できなかった馬	前々々回選定外馬
10	上記以外の馬	前回競走取りやめにより出走できなかった馬
11		上記以外の馬

※昇格馬は、1開催2出走を対象とした競走のうち、2出走目の馬を除く。

上記選定にあたっては、3月初回の開催については適用しない。ただし、1開催2出走を対象とした競走のうち、2出走目の競走については除く。

② 重賞及び特別競走において、出走可能頭数を超えて出走投票があった場合には、上記3の(2)に基づく編成の上位順により出走すべき馬を選定する。

なお、選定の結果、同額格付賞金の馬が複数いることにより、出走可能頭数を超えた場合は、下位の同額格付賞金の複数馬を対象として抽選により決定する。

③ 重賞競走及び特別競走において、上記②により選定外となる馬については、同時に編成されている一般競走に出走出来るものとする。

④ 一括編成の分割方法について

複数の競走を一括に編成した場合は、出走馬決定後格付賞金順に分割する。

ただし、分割の結果出走馬の格付賞金が同額のため、出走頭数が出走可能頭数を超える場合は、格付賞金が同額の馬を抽選により他の競走に振り分ける。

また、上記分割の結果、出走可能頭数を超えない場合でも各競走において出走頭数に懸隔がある場合は、格付賞金が同額の馬であっても抽選により他の競走に振り分ける。

(3) 競走の取りやめ又は変更について

① 1競走の出走投票頭数が4頭以下の場合は、その競走を取りやめとし、他の競走に組み替えることがある。

② 出走頭数、その他の都合により競走番組を変更することがある。

第5 競走に関する事項

1 ファン投票競走について

編成方法

ファン投票上位馬及び報道関係推薦馬により編成する。

2 馬場の変更について

降雨、降雪等のため、競馬番組で発表した馬場を使用して競走を施行することが不相当であると認めた場合は、次表のとおり馬場を変更して施行する。

区分	芝	ダート
盛岡	1000m	1000m
	1600m	1600m
	1700m	1600m
	2400m	2000m

3 蹄鉄

(1) 蹄鉄を使用しない馬は原則として競走に出走できない。

ただし、装鞍所集合から発走までの間に落鉄し再装蹄ができない馬で裁決委員が認めたときはこの限りではない。

(2) 使用許可蹄鉄について

「競走に使用許可する蹄鉄の取り扱い基準」により競走に使用出来る蹄鉄の種類は、別表3のとおりとする。

(3) 交流競走について

「競走に使用許可する蹄鉄の取り扱い基準」による。

第6 騎手に関する事項

(1) 出走すべき馬が確定した後において騎乗を変更した騎手は、当日を含め開催日3日間の騎乗を認めない。

ただし、変更した理由が、やむを得ないと裁決委員が認めたときはこの限りではない。

(2) 1日の騎乗回数は9回までとし、連続騎乗は6回までとする。

ただし、出走すべき馬の確定後の騎乗変更による場合はこの限りではない。

また、騎手の負傷等により、騎乗出来る騎手の一時的な不足により、出走馬の確保に支障をきたす恐れがある場合は、上記制限を緩和する場合がある。

(3) 負担重量の超過は原則として認めない。

(4) 騎乗停止処分の決定時、翌日以降の騎乗馬が既に確定している場合は、当該騎乗予定の競走には騎乗できるものとする。

第7 馬の輸送に関する事項

出走当日に非開催場から開催場まで出走予定馬を輸送した場合、組合が輸送費を負担する。

第8 一般注意事項

馬登録証の取り扱いについて

補助馬の馬登録証は、3歳の12月に組合が主催する競馬最終日を経過するまで返還しない。
ただし、管理者が認めたものについては、この限りではない。

この要領で定めたものの他、競馬の開催に必要な事項については管理者が別に定める。

附則

この要領は令和8年3月1日から施行する。

令和8年度重賞競走トライアル競走一覧表
3歳以上

重賞競走								トライアル競走								優先出走権 を与える馬	その他に優先出走できる馬	地方他地区
体系	名称	グレード	施行日	馬場	距離	頭数	条件	名称	グレード	施行日	馬場	距離	頭数	条件				
短距離系	岩鷲賞	M 2	7/7	盛岡	1200	ダート	12		早池峰賞	M 2	6/7	水沢	1400	ダート	12	1・2着馬		
	クラスターカップ	JpnIII	8/11	盛岡	1200	ダート	14		岩鷲賞	M 2	7/7	盛岡	1200	ダート	12	1着馬	選考委員会(7/27)における選定馬	
マイル系	シアンモア記念	M 1	5/10	盛岡	1600	ダート	12		赤松杯	M 2	4/14	水沢	1600	ダート	12	1～3着馬		
	マイルチャンピオンシップ南部杯	Jpn I	10/12	盛岡	1600	ダート	16		青嵐賞	M 2	9/13	水沢	1600	ダート	12	1着馬	選考委員会(9/28)における選定馬	クラスターカップ3着以内の 他地区地方馬
	岩手県知事杯OROカップ	M 1	8/18	盛岡	1700	芝	14		せきれい賞	M 2	7/5	盛岡	2400	芝	12	1～3着馬		
中長距離系	みちのく大賞典	M 1	6/21	水沢	2000	ダート	12		あすなろ賞	M 3	5/24	盛岡	1800	ダート	12	1～3着馬		
	マーキュリーカップ(メイセイオペラ記念)	JpnIII	7/20	盛岡	2000	ダート	14		みちのく大賞典	M 1	6/21	水沢	2000	ダート	12	1着馬	選考委員会(7/6)における選定馬	
	北上川大賞典	M 2	12/8	水沢	2500	ダート	12		すずらん賞	M 3	11/8	盛岡	1800	ダート	12	1・2着馬		
牝馬系	ビューチフルドリーマーカップ	M 1	8/30	盛岡	2000	ダート	14	牝	フェアリーカップ	M 3	8/2	盛岡	1800	ダート	12	牝 1～3着馬	ひまわり賞優勝馬	

※ 桐花賞(M1)…ファン投票及び岩手県競馬新聞連盟推薦馬

3歳

重賞競走								トライアル競走								優先出走権 を与える馬	その他に優先出走できる馬	地方他地区
体系	名称	グレード	施行日	馬場	距離	頭数	条件	名称	グレード	施行日	馬場	距離	頭数	条件				
短距離系	ネクストスター北日本	M 1	4/5	水沢	1400	ダート	12		スプリングカップ	M 2	3/8	水沢	1400	ダート	12	1～3着馬		
	ハヤテスプリント	M 2	6/30	盛岡	1200	ダート	14		ウイナーカップ	M 3	6/14	水沢	1400	ダート	12	1～3着馬		
マイル系	オパールカップ	M 2	7/28	盛岡	1700	芝	14		サファイア賞	M 3	6/28	盛岡	1700	芝	12	1～3着馬		
中長距離系	東北優駿	M 1	5/31	水沢	2000	ダート	12										ダイヤモンドカップ1～3着馬	
	不來方賞	Jpn II	9/1	盛岡	2000	ダート	16		やまびこ賞	M 2	7/12	盛岡	1800	ダート	12	1着馬	選考委員会(8/17)における選定馬	
牝馬系	留守杯日高賞	M 1	4/19	水沢	1600	ダート	12	牝	あやめ賞	M 2	3/22	水沢	1400	ダート	12	牝 1～3着馬		
	ひまわり賞	M 1	8/9	盛岡	1800	ダート	12	牝									留守杯日高賞1～3着馬	
	オートムティアラ	M 1	9/21	水沢	1900	ダート	12	牝									ひまわり賞1～3着馬	

2歳

重賞競走								トライアル競走								優先出走権 を与える馬	その他に優先出走できる馬	地方他地区
体系	名称	グレード	施行日	馬場	距離	頭数	条件	名称	グレード	施行日	馬場	距離	頭数	条件				
マイル系	ジュニアグランプリ	M 1	8/23	盛岡	1600	芝	14		若駒賞	M 3	7/26	盛岡	1600	芝	12	1～3着馬		
	ネクストスター盛岡	M 1	10/18	盛岡	1400	ダート	12		ビギナスカップ	M 3	9/6	水沢	1400	ダート	12	1～3着馬		
	南部駒賞	M 1	11/15	水沢	1600	ダート	12		若駒賞	M 2	10/4	盛岡	1600	ダート	12	1～3着馬		
	金杯	M 2	12/27	水沢	1600	ダート	12		寒菊賞	M 3	11/29	水沢	1400	ダート	12	1～3着馬		

別表 2

(日本中央競馬会会報別冊 競馬番組より抜粋)

取得賞金

イ 取得賞金

取得賞金とは、次に掲げる着順を得た競走について、下記ロからトに定める額を競馬番組で別に定める方法により算定した額をいう。

(一) 第1着

(二) 中央競馬の重賞競走の第2着

(三) 日本グレード格付管理委員会により格付けされた地方競馬指定交流競走（以下「地方重賞競走」という。）の第2着

(四) 外国の重賞競走の第2着

(五) 地方馬登録を受けていた期間もしくは外国所属（外国において馬の調教に関し免許を受けている者との間において当該馬の飼養及び調教に関する契約等が締結されていることをいう。以下同じ。）であった期間に出走した中央競馬以外の競走の第2着本賞金が100万円以上の第2着（(三)および(四)に掲げるものを除く。）

ロ 中央競馬の競走における取得賞金に算入する額

中央競馬の競走において上記イの（一）または（二）に定める着順を得た場合は、下表に定める額を取得金額に参入する。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てる。

		競走		取得賞金に算入する額
重賞競走	2歳馬競走	G I・G II 競走		該当する着順の本賞金額の半額
		上記以外の競走		第1着は1,600万円 第2着は 600万円
	3歳馬競走および3(4)歳以上馬競走			該当する着順の本賞金額の半額
オープン競走 (重賞競走を除く)	平地競走	2歳馬競走	リステッド競走	800万円
			九州産馬限定競走	500万円
			上記以外の競走	600万円
		3歳馬競走	リステッド競走	1,200万円
			上記以外の競走	1,000万円
		3(4)歳以上馬競走	リステッド競走	1,400万円
	上記以外の競走		1,200万円	
	障害競走	特別競走		750万円
		一般競走		600万円
	3勝クラス競走			900万円
2勝クラス競走			600万円	
1勝クラス競走			500万円	
新馬・未勝利競走			400万円	

ハ 中央競馬の競走以外の競走における取得金額に算入する額

中央競馬以外の競走において上記イの（一）または（三）から（五）に定める着順を得た場合は、予め定められた当該競走の着順に応じた本賞金を下表に定めるところにより、取得金額に算入する。
この場合において、10万円未満の端数は切捨てる。

着 順	取得賞金に算入する額
第1着本賞金	1,200万円以上は半額 400万円以上1,200万円未満は400万円 10万円以上400万円未満は全額 10万円未満は10万円
上記イ（三）、（四）、（五）の 第2着本賞金	480万円以上は半額 160万円以上480万円未満は160万円 160万円未満は全額

ニ 地方競馬指定交流競走（地方重賞競走除く。）における取得金額に算入する額

本会の競走馬登録を受けている馬が地方競馬指定交流競走において上記イの（一）に定める着順を得た場合は、上記ハの規定にかかわらず、下表に定めるところにより取得金額に算入する。

出走競走の本会所属馬競走条件	取得賞金に算入する額
オープン	1,000万円
3勝クラス	900万円
2勝クラス	600万円
1勝クラス	500万円
未勝利	400万円

ホ 外国の競馬の競走における本賞金の取扱い

外国の競馬の競走において取得した本賞金は、別に定める比率により換算し、上記ハに定めるところにより取得賞金に算入する。

ヘ 同着の場合の取得金額に算入する額

上記イに定める着順において同着があった場合は、上記ロからホに定める額を同着となった馬についてそれぞれ取得金額に算入する。

ト 令和3年6月4日以前に実施された競走における取得賞金に算入する額

上記にかかわらず、令和3年6月4日以前に施行された競走における取得賞金に算入する額については、従前の競馬番組一般事項Ⅰの4の（3）に定めた取得賞金の取扱いによる。

別表 3

競走に使用できる蹄鉄の種類は、次のとおりとする。

種					類	馬場別
ニウム製尋常蹄鉄 ・ 鉄製尋常蹄鉄 ・ ハイベスト						ダート競走
兼用蹄鉄						ダート競走
番号	種	類	会 社 名	国名	製 品 名	及び芝競走
1	トリプルクラウン		トリニティ	米	トリプルクラウン	
2	フランス製ニウム蹄鉄		エタブル	仏	フランス	
3	クインズプレート		サラブレッド	米	クインズプレート	
4	クインズプレート鉄唇付		サラブレッド	米	クインズプレート	
5	クインズプレート鉄唇付銅片無		サラブレッド	米	クインズプレート	
6	クインズプレート鉄唇付ラバー付		サラブレッド	米	クインズプレート	
7	クインズプレート鉄唇付ラバー付銅片無		サラブレッド	米	クインズプレート	
8	ビクトリーAC		ビクトリー	米	AC	
9	ビクトリーEC		ビクトリー	米	EC	
10	ビクトリーECラバー付		ビクトリー	米	ECC	
11	T製兼用蹄鉄 (RS)		タイフ	日本	RS	
12	T製兼用蹄鉄 (RSO)		タイフ	日本	RSO	
13	T製兼用蹄鉄 (I-SRS)		タイフ	日本	I-SRS	
14	T製銅片無		タイフ	日本	NRS	
15	T製ラバー付		タイフ	日本	RSC	
16	T製ラバー付銅片無		タイフ	日本	NRSC	
17	T製兼用厚尾鉄		タイフ	日本	RSK	
18	T製兼用厚尾銅片無		タイフ	日本	NRSK	
19	T製トウシューズ		タイフ	日本	TRS	
20	T製アウターリム		タイフ	日本	ORS	
21	T製トウアウター		タイフ	日本	TORS	
22	T製フランス		タイフ	日本	フランスタイプ	
23	T製全溝 (ZRS)		タイフ	日本	ZRS	
24	T製全溝 (RSZ)		タイフ	日本	RSZ	
25	T製全溝 (ARS)		タイフ	日本	ARS	
26	T製全溝 (VRS)		タイフ	日本	VRS	
27	T製全溝 (RSV)		タイフ	日本	RSV	
28	T製全溝 (EU)		タイフ	日本	EU	
29	T製全溝銅片無 (NEU)		タイフ	日本	NEU	
30	T製全溝クッションプレート (RSVC)		タイフ	日本	RSVC	
31	T製全溝トウシューズ (TRSV)		タイフ	日本	TRSV	
32	T製ワイド (RSW)		タイフ	日本	RSW	
33	T製ワイド銅片無 (NRSW)		タイフ	日本	NRSW	
34	T製ワイドラバー付		タイフ	日本	RSWC	
35	T製ワイドラバー付銅片無		タイフ	日本	NRSWC	
36	T製EUラバー付		タイフ	日本	EUC	
37	T製TEU		タイフ	日本	TEU	
38	T製V溝タイプ (RSM)		タイフ	日本	RSM	
39	T製全溝銅片 (3RSZ) 側鉄唇付		タイフ	日本	3RSZ	
40	T製全溝 (RSE)		タイフ	日本	RSE	
41	T製 RSF		タイフ	日本		
42	T製 全溝銅片 RS-L/R 側鉄唇付		タイフ	日本		
43	O製兼用蹄鉄 (SO)		尾形	日本	SO	
44	O製兼用蹄鉄 (WSO)		尾形	日本	WSO	
45	O製ホップスター		尾形	日本	HSO	
46	O製銅片無		尾形	日本	NSO	
47	O製兼用厚尾鉄		尾形	日本	KO	
48	O製トウシューズ		尾形	日本	TSO	
49	O製全銅片		尾形	日本	ZO	
50	O製全銅片鉄唇付		尾形	日本	3ZO	
51	O製全溝銅片無		尾形	日本	NZO	
52	O製内縁全鋼		尾形	日本	IZO	
53	O製兼用全鋼 (溝) (兼用O#*)		尾形	日本	HO	
54	OS製ファイルドウェーブ		日本競走蹄鉄製作所	日本	PWO	
55	OS製ファイルドウェーブクッション兼用蹄鉄		日本競走蹄鉄製作所	日本	PWC	
56	OS製ファイルドスリム兼用蹄鉄		日本競走蹄鉄製作所	日本	PSO	
57	OS製ファイルド全銅片		日本競走蹄鉄製作所	日本	PZO	
58	OS製ファイルド全銅片側鉄唇付		日本競走蹄鉄製作所	日本	PZ3	
59	OS製スリムトウシューズ兼用蹄鉄		日本競走蹄鉄製作所	日本	STO	
60	OS製スリムクッション兼用蹄鉄		日本競走蹄鉄製作所	日本	SCO	
61	兼用TAニウム蹄鉄 (銅片有)		高月	日本	TAS	
62	兼用TAニウム蹄鉄 (銅片無)		高月	日本	TAA	
63	H製兼用蹄鉄 (HK)		柏陽	日本	HK	
64	H製兼用蹄鉄 (HRC)		柏陽	日本	HRC	
65	H製兼用蹄鉄 (厚尾)		柏陽	日本	HK	
66	H製兼用蹄鉄 (3HK)		柏陽	日本	3HK	
67	兼用蹄鉄		今井製作所	日本	KINGS PLATE	
68	兼用蹄鉄		今井製作所	日本	KINGS PLATE DEGREE	
69	F製ファイルド全銅片兼用蹄鉄		ファイ健	日本	FAO	
70	F製ファイルド全銅片側唇付兼用蹄鉄		ファイ健	日本	FA3	
71	FZO兼用蹄鉄		エフ・エム・オー	日本	FZO	
72	3FZO兼用蹄鉄		エフ・エム・オー	日本	3FZO	
73	兼用蹄鉄		今井製作所	日本	Fast Break ES UNCL	
74	兼用蹄鉄		今井製作所	日本	KINGS PLATE Super Sound	
競走ニウム						芝競走

岩手競馬グレード格付基準

1 グレード制の定義

サラブレッド系重賞競走について、賞金、負担重量、距離及びコース区分、施行時期、歴史と伝統、競走内容等を総合的に勘案して、年齢別にM1競走、M2競走及びM3競走に分類し格付けすることをいう。ただし、日本グレード格付け管理委員会によって承認されたダートグレード競走は除く。

2 格付基準について

(1) M1競走

岩手競馬の競走体系上最も重要な意義を持つ根幹競走であり、次の要件を満たしていること。

- ① 賞金額は下表の1着賞金額の基準を満たしていること。
- ② 負担重量は年齢及び性別によるアローワンス以外は同じ重量（定量）であること。

(2) M2競走

M2競走は、M1競走に次ぐ重要な競走であり、M1競走の要件の一部が満たされていない競走で、かつ下表の1着賞金額の基準を満たしていること。

(3) M3競走

M1競走及びM2競走以外の重賞競走とする。

【1着賞金基準額】

区分	性	M1競走	M2競走
3(4)歳以上		1,000万円以上	1,000万円未満～450万円以上
	牝	600万円以上	600万円未満～450万円以上
3歳		1,000万円以上	1,000万円未満～450万円以上
	牝	600万円以上	600万円未満～400万円以上
2歳		600万円以上	600万円未満～450万円以上
	牝	500万円以上	500万円未満～400万円以上

格付別重賞競走一覧

グレード	3(4)歳以上				3歳				2歳			
	競走名	コース	性	1着賞金	競走名	コース	性	1着賞金	競走名	コース	性	1着賞金
M1	シアンモア記念			1500	東北優駿			1500	ネクストスター盛岡			1000
	一條記念みちのく大賞典			1500	ネクストスター北日本			1200	南部駒賞			800
	桐花賞			1500	ダイヤモンドカップ			1000	ジュニアグランプリ	芝		600
	岩手県知事杯OROカップ	芝		1000	オータムティアラ		牝	700	プリンセスカップ		牝	500
	ビューチフルドリーマーカップ		牝	600	留守杯日高賞		牝	600				
				ひまわり賞(オークス)		牝	600					
M2	赤松杯			500	やまびこ賞			700	金杯			500
	せきれい賞	芝		500	トパーズカップ			700	若駒賞			450
	岩鷲賞			500	ハヤテスプリント			500				
	青藍賞			500	オパールカップ	芝		500				
	北上川大賞典			500	スプリングカップ			450				
	早池峰賞			450	あやめ賞		牝	400				
	絆カップ			450								
トウケイニセイ記念			450									
M3	栗駒賞			400	イーハトーブマイル			400	若鮎賞	芝		400
	あすなる賞			400	ウイナーカップ			400	ビギナーズカップ			400
	いしがきマイルーズ	芝		400	サファイア賞	芝		400	寒菊賞			400
	フェアリーカップ		牝	400								
	ヴィーナススプリント		牝	400								
	すずらん賞			400								
	駒形賞			400								
白嶺賞			400									

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

報償費支給基準

第1 趣旨

岩手県競馬組合地方競馬実施条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、競馬に参加した馬主、調教師、調教師補佐、騎手、きゅう務員及び生産者に対して支給する報償費（賞金及び諸手当等）に関し必要な事項は、この基準に定めるところによる。

第2 定義

この基準において、次の各号に定める用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「馬主」とは、地方競馬全国協会（以下「地全協」という。）の馬主登録を受けた者をいう。
- (2) 「調教師」とは、地全協の調教師免許を受けた者をいう。
- (3) 「調教師補佐」とは、地全協の調教師補佐免許を受けた者をいう。
- (4) 「騎手」とは、地全協の騎手免許を受けた者をいう。
- (5) 「きゅう務員」とは、岩手県競馬組合きゅう務員設置認定要綱に基づき、きゅう務員認定を受けた者をいう。
- (6) 「生産者」とは、生産者賞授与要領に定めのある生産者をいう。
- (7) 薄暮開催とは、最終競走発走時刻が17時30分以降の開催日をいう。

第3 報償費の種類

- (1) 馬主に対するもの
 - ①馬主賞金 ②出走手当 ③長距離手当 ④着外手当 ⑤選定外手当
 - ⑥奨励金 a) 特別奨励金 b) ダートグレード競走出走奨励金 c) 騎手競走出走奨励金
 - ⑦褒賞金 a) 3歳馬三冠特別褒賞金 b) 交流競走優勝褒賞金 c) 不来方賞競走地方最先着褒賞金 d) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金
 - ⑧レコード賞
- (2) 調教師に対するもの
 - ①調教師賞金 ②調教師手当 ③長距離手当
 - ④奨励金 a) 特別奨励金 b) 重賞競走出走馬管理奨励金 c) 騎手競走出走奨励金
 - ⑤褒賞金 a) 不来方賞競走地方最先着褒賞金 b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金 ⑥レコード賞
- (3) 調教師補佐に対するもの
 - ①調教師補佐賞金 ②調教師補佐手当 a) 調教師補佐手当 b) 臨場業務手当
 - ③調教師補佐奨励金 ④ 特別奨励金
 - ⑤褒賞金 a) 不来方賞競走地方最先着褒賞金 b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金 ⑥レコード賞
- (4) 騎手に対するもの
 - ①騎手賞金 ②騎乗手当 ③調整ルーム手当 ④特別奨励金
 - ⑤褒賞金 a) 不来方賞競走地方最先着褒賞金 b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金 ⑥レコード賞
- (5) きゅう務員に対するもの
 - ①きゅう務員賞金 ②きゅう務員手当 ③特別奨励金
 - ④褒賞金 a) 不来方賞競走地方最先着褒賞金 b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金 ⑤レコード賞

第4 支給対象及び支給額

- (1) 馬主に対するもの
 - ① 馬主賞金
規則第62条の3の規定に基づき着順が確定した馬の馬主に対し競馬番組で定める額を支給する。
なお、同着の場合の支給方法は、同着になった馬の頭数に相当する着順までの賞金総額を同着頭数で等分した額を支給する。
ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。（5着同着の場合は、5着賞金相当額を同着馬全馬に支給する。）
 - ② 出走手当
規則第31条の規定に基づき出走馬が確定し、かつ正常な発走をした馬の馬主に対し競馬番組で定める額を支給する。
 - ③ 長距離手当
ダート1,800m以上で実施する一般競走及び特別競走に出走した馬の馬主に対し、10,000円を支給する。

④ 着外手当

規則第6 2条の3の規定に基づき着順が確定した馬のうち、第6着以下の馬の馬主に対し競馬番組で定める額を支給する。

なお、ダートグレード競走に関しては次に掲げる額を支給する。

種類	競走名	6着	7着	8着以下
Jpn I	マイルチャンピオンシップ南部杯	120万円	80万円	40万円
Jpn II	不來方賞	60万円	40万円	20万円
Jpn III	マーキュリーカップ(メイセイオペラ記念)、クラスターカップ	45万円	30万円	15万円

⑤ 選定外手当

規則第3 1条の規定に基づき確定した出走馬以外の出走投票馬の馬主に対し、次に掲げる額を支給する。

なお、ダートグレード競走及び桐花賞競走については、出走手当相当額を支給する。

- a) 2歳岩手デビュー 100,000円
- b) 1開催1出走 70,000円
- c) 1開催2出走 50,000円

⑥ 奨励金

- a) 特別奨励金

下記の交流競走に出走した岩手所属馬の馬主に対し1頭あたり次に掲げる額を支給する。

種類	競走名	金額	
地方交流重賞競走(M1)	ネクストスター北日本、岩手県知事杯OROカップ、ダイヤモンドカップ、南部駒賞、プリンセスカップ、ビューチフルドリーマーカップ、留守杯日高賞、ジュニアグランプリ	10万円	
ダートグレード競走	Jpn I	マイルチャンピオンシップ南部杯	40万円*
	Jpn II	不來方賞	35万円*
	Jpn III	マーキュリーカップ(メイセイオペラ記念)、クラスターカップ	25万円*

* トライアル競走出走馬(優勝馬を除く)がダートグレード競走出走した場合は15万円、
 トライアル競走優勝馬がダートグレード競走出走した場合は100万円を加えて支給する。

- b) ダートグレード競走出走奨励金

岩手主催のダートグレード競走(不來方賞競走を除く)に、別途実施要領により定めるレーティングを満たした馬を出走させた地方所属馬の馬主に対し、100万円を支給する。

- c) 騎手競走出走奨励金

騎手競走出走した馬の馬主に対し1頭あたり50,000円を支給する。

⑦ 褒賞金

- a) 3歳馬三冠特別褒賞金

3歳牡馬クラシック競走(ダイヤモンドカップ、東北優駿、不來方賞)全てで優勝した馬の馬主に対し1,000万円を支給する。

なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。

ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

- b) 交流競走優勝褒賞金

下記の交流競走で岩手所属馬が優勝した場合、馬主に対し1頭あたり50万円を支給する。
 ネクストスター北日本、岩手県知事杯OROカップ、ダイヤモンドカップ、南部駒賞、プリンセスカップ、ビューチフルドリーマーカップ、留守杯日高賞、ジュニアグランプリ、オパールカップ、ハヤテスプリント

- c) 不來方賞競走地方最先着褒賞金

不來方賞競走における地方最先着馬の馬主に対し800万円を支給する。

なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。

ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

- d) ダートグレード競走出走岩手最先着褒賞金

ダートグレード競走出走における岩手最先着馬の馬主に対し100万円を支給する。

なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。

ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

⑧ レコード賞

レコード賞授与要領に基づき20,000円を支給する。

(2) 調教師に対するもの

① 調教師賞金

規則第6 2条の3に基づき、着順が確定した馬を管理する調教師に対し、次に掲げる額を支給する。
なお、同着の場合の支給方法は、同着になった馬の頭数に相当する着順までの賞金総額を同着頭数で等分した額を支給する。

ただし1円以下の端数が生じた場合は1円未満を切り上げた額を支給する。(5着同着の場合は、5着賞金相当額を同着馬全馬に支給する。)

また、区分の重賞には準重賞を含む。(以下同様)

区分	1着	2着	3着	4着	5着	6着以下
重賞	10,000円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
特別	9,000円	5,400円	4,500円	3,600円	2,700円	1,800円
一般	6,000円	3,600円	3,000円	2,400円	1,800円	—

② 調教師手当

当該競走に管理馬を出走させ、かつ臨場義務を全て履行した調教師に対し1頭あたり8,000円(2歳馬は10,000円)を支給する。

なお、管理馬を薄暮開催の後半3レースに出走させ、かつ従事した調教師に対し、1頭につき2,000円を加算して支給する。

ただし、従事しない場合であっても委員長が必要と認める者には、支給する。

③ 長距離手当

ダート1,800mの一般競走及び特別競走に出走した馬の管理調教師に対し1頭あたり5,000円を支給する。

④ 奨励金

a) 特別奨励金

岩手主催のダートグレード競走に出走した岩手所属馬の管理調教師に対し1頭あたり15万円を支給する。

なお、トライアル競走出走馬がダートグレード競走出走した場合は10万円を加えて支給する。

b) 重賞競走出走馬管理奨励金

重賞競走出走した岩手所属馬の管理調教師に対し1頭あたり10,000円を支給する。

c) 騎手競走出走奨励金

騎手競走出走した岩手所属馬の管理調教師に対し1頭あたり30,000円を支給する。

⑤ 褒賞金

a) 不來方賞競走地方最先着褒賞金

不來方賞競走における地方最先着馬の管理調教師に対し100万円を支給する。

なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。

ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金

ダートグレード競走における岩手最先着馬の管理調教師に対し30万円を支給する。

なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。

ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

⑥ レコード賞

レコード賞授与要領に基づき、10,000円を支給する

(3) 調教師補佐に対するもの

① 調教師補佐賞金

第5号のきゅう務員に対するものの取扱いに準じる。

② 調教師補佐手当

a) 調教師補佐手当

第5号のきゅう務員に対するものの取扱いに準じる。

b) 臨場業務手当

規則第9 3条第2項の規定に基づき調教師より臨場業務の委託を受けた調教師補佐に対し調教師手当相当額を支給する。

③ 調教師補佐奨励金

1開催ごとに10,000円を支給する。

④ 特別奨励金

第5号のきゅう務員に対するものの取扱いに準じる。

⑤ 褒賞金

a) 不來方賞競走地方最先着褒賞金

第5号のきゅう務員に対するものの取扱いに準じる。

b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金

第5号のきゅう務員に対するものの取扱いに準じる。

⑥ レコード賞

第5号のきゅう務員に対するものの取扱いに準じる。

(4) 騎手に対するもの

① 騎手賞金

規則第62条の3に基づき、着順が確定した馬に騎乗した騎手に対し、次に掲げる額を支給する。
ただし、同着の場合の支給方法は、調教師の支給方法に準じる。

区分	1着	2着	3着	4着	5着
重賞	7,200円	3,600円	2,700円	1,800円	900円
特別	4,800円	2,400円	1,800円	1,200円	600円
一般	3,000円	1,500円	1,200円	800円	400円

② 騎乗手当

当該競走に騎乗した騎手に対し、1騎乗につき8,000円（第9回水沢競馬～第10回水沢競馬は11,000円）を支給する。

なお、薄暮開催の後半3レースに騎乗した騎手に対し、1騎乗につき2,000円を加算して支給する。

③ 調整ルーム手当

調整ルームに入室した岩手競馬所属騎手に対し開催日1日につき4,000円を支給する。

④ 特別奨励金

岩手主催のダートグレード競走で騎乗した岩手所属騎手に対し5万円を支給する。

⑤ 褒賞金

a) 不來方賞競走地方最先着褒賞金

不來方賞競走における地方最先着馬の騎手に対し50万円を支給する。

なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。

ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金

ダートグレード競走における岩手最先着馬の騎手に対し10万円を支給する。

なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。

ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

⑥ レコード賞

レコード賞授与要領に基づき10,000円を支給する。

(5) きゅう務員に対するもの

① きゅう務員賞金

規則第62条の3に基づき、着順が確定した馬の管理を補助しているきゅう務員に対し、次に掲げる額を支給する。

ただし、同着の場合の支給方法は、調教師の支給方法に準じる。

区分	1着	2着	3着	4着	5着	6着以下
重賞	8,000円	4,800円	4,000円	3,200円	2,400円	1,600円
特別	7,000円	4,200円	3,500円	2,800円	2,100円	1,400円
一般	5,500円	3,300円	2,800円	2,200円	1,700円	1,100円

② きゅう務員手当

管理を補助している馬を出走させ、かつ従事したきゅう務員に対し1頭につき8,000円（2歳馬は10,000円）を支給する。

なお、管理を補助している馬を薄暮開催の後半3レースに出走させ、かつ従事したきゅう務員に対し、1頭につき開催場側のきゅう務員には5,000円を、開催場外側のきゅう務員には6,000円を加算して支給する。

また、第9回水沢競馬から第10回水沢競馬については1頭につき1,000円（後半3レースは3,000円）を加算して支給する。

ただし、従事しない場合であっても委員長が必要と認める者には、支給する。

③ 特別奨励金

岩手主催のダートグレード競走に出走した岩手所属馬の管理を補助しているきゅう務員に対し1頭あたり5万円を支給する。

なお、トライアル競走出走馬がダートグレード競走に出走した場合は5万円を加えて支給する。

④ 褒賞金

a) 不來方賞競走地方最先着褒賞金

不來方賞競走における地方最先着馬のきゅう務員に対し50万円を支給する。
なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。
ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

b) ダートグレード競走岩手最先着褒賞金

ダートグレード競走における岩手最先着馬のきゅう務員に対し10万円を支給する。
なお、同着の場合は同着頭数で等分した額を支給する。
ただし、千円以下の端数が生じた場合は千円未満を切り上げた額を支給する。

⑤ レコード賞

レコード賞授与要領に基づき、10,000円を支給する。

第5 報償金の支給方法

(1) 規則第62条の3の規程に定める着順の確定に基づき当該馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対し、それぞれ規定の報償金を支給する。ただし、規則第62条、72条に該当する者に対して及び別表により報償金を支給しない場合がある。

(2) その他の支給

天災地変により当日の第1レース装鞍所集合時刻以降に取りやめとなった場合、取りやめとなった交流競走に出走予定の競馬会及び他主催者所属馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対する支給は下記のとおりとする。

(ア) 馬主

a 出走手当相当額

b 輸送手当

(イ) 調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員

当該競走実施要領に定める特別報償金

第6 確定後の失格及び着順変更に係る賞金等の取扱い

(1) 確定後の失格

規則第65条の3第1項の規定により、失格となった馬に係る賞金等を既に受領している馬主、調教師、調教師補佐、騎手、きゅう務員及び生産者は、規則第66条第1項の規定により、管理者が指定する期日までに当該受領した賞金等を返還しなければならない。

(2) 確定後の着順変更

確定後の失格に伴う着順変更があった競走における当該失格馬以外の馬に係る馬主、調教師、調教師補佐、騎手、きゅう務員及び生産者に対する当該競走の賞金等の取扱いは、次のとおりとする。

① 賞金等の交付の額

(ア) 着順が変更された後に賞金等を交付する場合においては、変更後の着順に基づく賞金等を交付する。

(イ) 着順が変更される前に、既に裁決委員が確定した着順に基づいて賞金等を交付している場合においては、既に交付した賞金等の額と変更後の着順に基づいて交付すべき賞金等の額との差額を交付する。この場合において、裁決委員が確定した着順に基づいて既に交付した賞金等は、変更後の着順に基づいて交付すべき賞金等の内払いとみなす。

(ウ) 当該競走において制裁処分等があり、報償費支給基準の定めるところにより当該競走に係る賞金等を受ける資格がない者に対しては交付しない。

② ①の(イ)の規定による賞金等の交付の時期は、着順が変更された日から1年以内とする。

第7 交流競走

岩手主催の交流競走で当基準に定めのないものは、当該競走の実施要領により定めることとする。

第8 その他

当基準に定めのない事項については必要に応じ別途定めることとする。

附則

この基準は令和8年4月1日から施行する。

報償金支給額一覧表

○又は金額・・・支給 △・・・場合により支給 ×・・・支給しない

事例	内容	支給額対象者及び種類												
		馬主			調教師		調教師補佐		騎手		厩務員			
		賞金	着外手当	出走手当	賞金	手当	賞金	手当	賞金	手当	賞金	手当		
1	戒告	-	-	-	×	○	○	×	○	×	○	×	○	○
2	騎乗停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	競走除外 44,45,46条該当	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○ 引付以降
4	失格 62条該当	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○
5	競走中止	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○
6	番組除外	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	不成立	○ 4番相当	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	競走取りやめ	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○ 引付した 競走 1,000円 上記以外 の競走

※：賞典停止の1日当たりの上限は25,000円とする(調教師、調教師補佐及び厩務員のみ)。

△：本馬場入場後、馬体故障等騎手本人の責によらず競走除外となった場合は支給する。

馬 検 査 実 施 要 領

第1 趣 旨

岩手県競馬組合地方競馬実施条例施行規則(以下「規則」)という。)に基づき競馬の公正及び運営を円滑に行うため、馬検査の実施については、この要領の定めるところによる。

第2 検査の実施

馬検査は、管理者の任命する馬検査員によって競馬番組で指定する日時、場所において実施するものとする。

なお、実施後は、馬検査結果報告書を作成することとする。

第3 検査の種類

馬検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 馬体検査
- (2) 能力検査
- (3) 調教検査(発走及び競走)
- (4) 発走検査

第4 馬体検査

(1) 検査の対象は、次のとおりとする。

出走申込をした馬で、次の各号に該当する馬は管理調教師立会のうえ、馬体検査を受けなければならない。

- ① 能力検査対象馬及び調教検査(発走、競走)対象馬。
- ② 申込締切日以前30日以上の間、出走経歴のない馬若しくは馬体検査を受けていない馬。
- ③ 前走時、馬体故障又は疾病により出走を取り消した馬及び競走除外された馬。

(2) 検査の項目は、次のとおりとする。

- ① 馬登録証による特徴照合
- ② 外貌上の損傷度合
- ③ 被毛の状態による栄養状況
- ④ 疾病の有無
- ⑤ 歩様の状態

(3) 検査の方法は、次のとおりとする。

- ① 馬検査は、所定の検査場において常足で入場させ、停止・前進及び触診その他検査のための必要な指示を与え実施するものとする。
- ② 検査員は前項の検査項目に基づいて馬体検査表を作成するものとする。
- ③ 検査馬の引付者は、厩舎名及び馬名を申告し検査場に入場してから退場するまでの間、馬検査員の指示に従わなければならない。

(4) 検査の結果による合否の決定は、次によるものとする。

- ① 馬検査員の作成した馬体検査表に基づく合否の多数決制による。
- ② 前項の決定に当って、2人以上の検査員から再審議の申立があったときは検査員全員の合議に付して決定する。

(5) 馬体検査合格馬の有効期間は、検査日から30日以内とする。

第5 能力検査

(1) 検査の対象は次のとおりとする。

出走申込をした馬で、次の各号に該当するものは能力検査を受けなければならない。

- ① 新馬及び未出走馬で発走検査に合格した馬。
- ② 転入馬のうち、下記ア、イに該当する馬。
ア 申込締切日以前120日以上出走経歴のない馬。
イ 転入前に下記④～⑦に該当した馬。
- ③ 申込締切日以前1年以上出走経歴がない馬。
- ④ 発走又は競走調教再検査を命じられた馬。

- ⑤ 前走において出走停止処分を受けた馬。
- ⑥ 前走において番組除外を受けた馬。(岩手主催の競走でタイムオーバーとなった馬を除く。ただし、2回連続でタイムオーバーとなった馬は能力検査の対象とする。)
- ⑦ 前走において馬体故障により競走を中止した馬。
- ⑧ 開催執務委員長の指定した馬。

(2) 検査の項目は次のとおりとする。

- ① 最近の競走に要したタイムとの変動度合
- ② つぎに掲げる能力タイム制限以内の所要タイムの計測。

年齢	競馬場	距離	血種	制限タイム
2歳	水沢	850m	サラ	58.0
	盛岡	1,000m	サラ	1,08.0
3歳以上	水沢	1,300m	サラ	1,29.0
	盛岡	1,200m	サラ	1,22.0

(3) 検査の方法は次のとおりとする。

- ① 発走係員による発走合図から決勝線に入線するまでに要した当該馬の所要タイムを計測する。
- ② 検査員は、前項の検査項目に基づいて調教及び能力検査表を作成するものとする。

(4) 検査の結果による合否の決定は次によるものの他は第4の4と同様に行なうものとする。

- ① 規則第37条第1項に規定する薬品または薬剤の影響下にあったと判定された馬。
- ② 鼻出血(外傷性のものを除く)を発症した馬。

(5) 能力検査合格馬の有効期間は、検査日から90日以内とする。

第6 調教検査(発走、競走)

(1) 検査の対象は次のとおりとする。

出走申込をした馬で、次の各号に該当するものは調教検査を受けなければならない。

- ① 発走又は競走調教再検査を命じられた馬。
- ② 能力検査に指定された馬。
- ③ 開催執務委員長の指定した馬。

(2) 検査の項目は次のとおりとする。

- ① 発馬機に対する馴致の度合。
- ② 発進(ハミ受け等)に対する馴致の度合。
- ③ 競走調教に対する馴致の度合。

(3) (1)①に該当した馬の検査場所は能力検査の発走地点とする。

(4) 検査の方法は次のとおりとする。

- ① 馬検査は、常足で迅速に発馬機に入り、駐立の状態等の発馬機馴致、発走合図後のハミ受けの状態、競走における内(外)斜行等競走調教馴致の状態の検査のため必要な指示を実施するものとする。
- ② 検査員は、前項の検査項目に基づいて調教及び能力検査表を作成するものとする。

(5) 検査の結果による合否の決定は第4の4と同様に行なうものとする。

(6) 調教検査合格馬の有効期間は、検査日から90日以内とする。

第7 発走検査

(1) 検査の対象は次のとおりとする。

- ① 新馬及び未出走馬。
- ② 発走の枠入れに覆面使用を申請した馬。
ただし、転入馬で覆面使用の実績がある馬は、覆面使用申請書の提出を受け、覆面検査を免除する。

(2) 検査の項目は次のとおりとする。

- ① 枠入りにおける馴致の度合
- ② 枠内駐立における馴致の度合
- ③ 発進(ハミ受け等)における馴致の度合

- (3) 検査の方法は次のとおりとする。
- ① 馬検査は、常足で迅速に発馬機内に入り、駐立の状態等の発馬機馴致、発進合図後のハミ受けの状態の検査のため必要な指示を与え実施するものとする。
 - ② 検査員は前項の検査項目に基づいて発走検査表を作成するものとする。
- (4) 検査の結果による合否の決定は第4の4と同様に行なうものとする。

附則

この要領は令和8年3月1日から施行する。